

第2次昭島市教育振興基本計画

平成27年度から平成32年度

昭島市教育委員会

第2次昭島市教育振興基本計画

昭島市教育委員会
平成27年1月策定

住所 昭島市田中町1-17-1
電話 042-544-5111



 **昭島市**

目次

第1章 昭島市教育振興基本計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 計画の位置づけと計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 昭島市教育委員会の教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 4 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第2章 各プランと具体的な施策の展開

プラン1 確かな学力の定着

- 1 学習指導要領の確実な定着・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
 - (1) 教職員の指導力の向上
 - (2) 授業改善の推進
 - (3) 個に応じた指導の充実
 - (4) 子どもの実態に合った教科用図書採択と副読本の作成
 - (5) 教職員のサービスの充実
- 2 理数教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 3 読書活動の推進と言語能力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - (1) 読書活動の推進
 - (2) 司書の専門性の活用
 - (3) 言語能力の育成
- 4 個に応じた支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - (1) 特別支援教育の充実
 - (2) 不登校への対応・適応指導の充実
 - (3) 教育相談体制の充実
 - (4) 就学援助等による支援

プラン2 豊かな心の醸成

- 1 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2 道徳教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
 - (1) 道徳授業の充実
 - (2) 道徳教育の推進
- 3 体験活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 4 いじめ問題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

プラン3 健やかな体の育成

- 1 体力向上の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - (1) 体育・保健体育の授業の充実
 - (2) オリンピック教育の推進
 - (3) 一校一取組の充実
 - (4) 部活動の充実
- 2 学校給食・食育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - (1) 学校給食の充実
 - (2) 食に関する指導の充実
- 3 学校保健安全の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - (1) アレルギー疾患対応の充実
 - (2) 心と体の健康管理の充実
 - (3) 安全教育・防災教育の充実
 - (4) 通学路における安全対策の推進
 - (5) 中学生救命救急講習授業の実施

プラン4 輝く未来に向かって

- 1 幼・保・小・中が連携した教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 2 日本の伝統文化教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
 - (1) 伝統文化教育の推進
 - (2) 文化行事の開催
- 3 家庭・地域の教育力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 4 学校運営の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
 - (1) 教育推進計画の着実な実施
 - (2) 「開かれた学校」の推進
 - (3) 人材育成の推進
 - (4) 学校評価（自己評価・学校関係者評価・第三者評価）の充実
- 5 教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - (1) 学校施設の大規模改修工事の計画的実施
 - (2) 学校施設の維持と活用
 - (3) 学校 ICT・教育機器・教材の整備
- 6 情報教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 7 環境教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 8 国際理解教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - (1) 外国語教育・外国語活動の推進
 - (2) 国際理解に関する事業の実施
- 9 キャリア教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

プラン5 生涯学習の推進

- 1 生涯学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - (1) 生涯学習推進体制の整備
 - (2) 生涯学習の推進

(3) 公民館活動の充実	
2 図書館活動	30
(1) 図書館サービスの充実	
(2) 図書館資料の充実	
(3) 子どもの読書活動の支援	
(4) サービス網の整備	
3 文化・芸術	31
(1) 市民文化の育成	
(2) 自主的な活動の支援	
(3) 文化芸術に関する意識の高揚	
(4) 文化芸術に接する機会の拡充	
(5) 文化芸術を担う人材の育成	
4 スポーツ・レクリエーション	32
(1) スポーツ振興計画の推進	
(2) スポーツライフの形成	
(3) スポーツ・レクリエーションの基盤整備	
5 文化財	33
(1) 文化財の保護・保存	
(2) 文化財の活用	

第3章 各施策における政策指標

1 学校教育	36
2 生涯学習	37

資料

1 パブリックコメント等	39
2 用語解説	43

第1章 昭島市教育振興基本計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけと計画期間
- 3 昭島市教育委員会の教育目標
- 4 計画の進行管理

第 1 章 昭島市教育振興基本計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

急速に進展する少子高齢化や高度情報化、経済や社会のグローバル化などに、家族や地域社会のあり方などの変化も加わり、教育を取り巻く環境は大きく変化をしてくれています。また、東日本大震災は、私たちに命の尊さや思いやり、人と人とのつながりの大切さを気づかせてくれただけでなく、教育の果たすべき役割を改めて認識させてくれました。

このような中で、教育には社会の変化を踏まえ、そのあり方を常に確認しつつ、その変化に主体的に対応し、これからの社会を支え、発展させる人づくりが求められています。

教育委員会では、平成 22 年 3 月に 5 年間を計画期間とする「昭島市教育振興基本計画（平成 22 年度から平成 26 年度）」を策定し、「たかめあい」「きずきあい」「まもりあい」「ささえあい」「ふれあい」「まなびあい」をキーワードとして教育行政における施策を展開してきました。

東京都では、平成 25 年度から 5 年間を計画期間とした「東京都教育ビジョン（第 3 次）」を策定しました。これは、東京都における「教育振興基本計画」として位置づけられ、東京都が目指すこれからの教育の方向性を示したものです。基本理念として、「社会全体で子どもの知・徳・体を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う。」としています。

このような状況を踏まえた上で、昭島市としては、学校・家庭・地域が連携・協働した教育を推進するとともに、子どもたち一人一人の多様な個性や能力を伸ばし、変化の激しい時代を「生きる力」を培うために「確かな学力の定着」「豊かな心の醸成」「健やかな体の育成」「輝く未来に向かって」「生涯学習の推進」を柱とした施策を推進することが大切であると考えています。

教育委員会では、この第 2 次昭島市教育振興基本計画に基づき、子どもたちにとっての「ふるさと」である昭島市を誇りに思える教育施策を展開し、ふるさと昭島の自然と文化を愛し、社会に主体的に貢献できる「たくましい昭島っ子」の育成を図るとともに、「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」を基本に、学ぶ人の自主性を尊重し、多様な学習活動やスポーツ、文化芸術活動の振興に努めてまいります。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、国の「教育振興基本計画」及び「東京都教育ビジョン(第 3 次)」を踏まえ、市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画です。

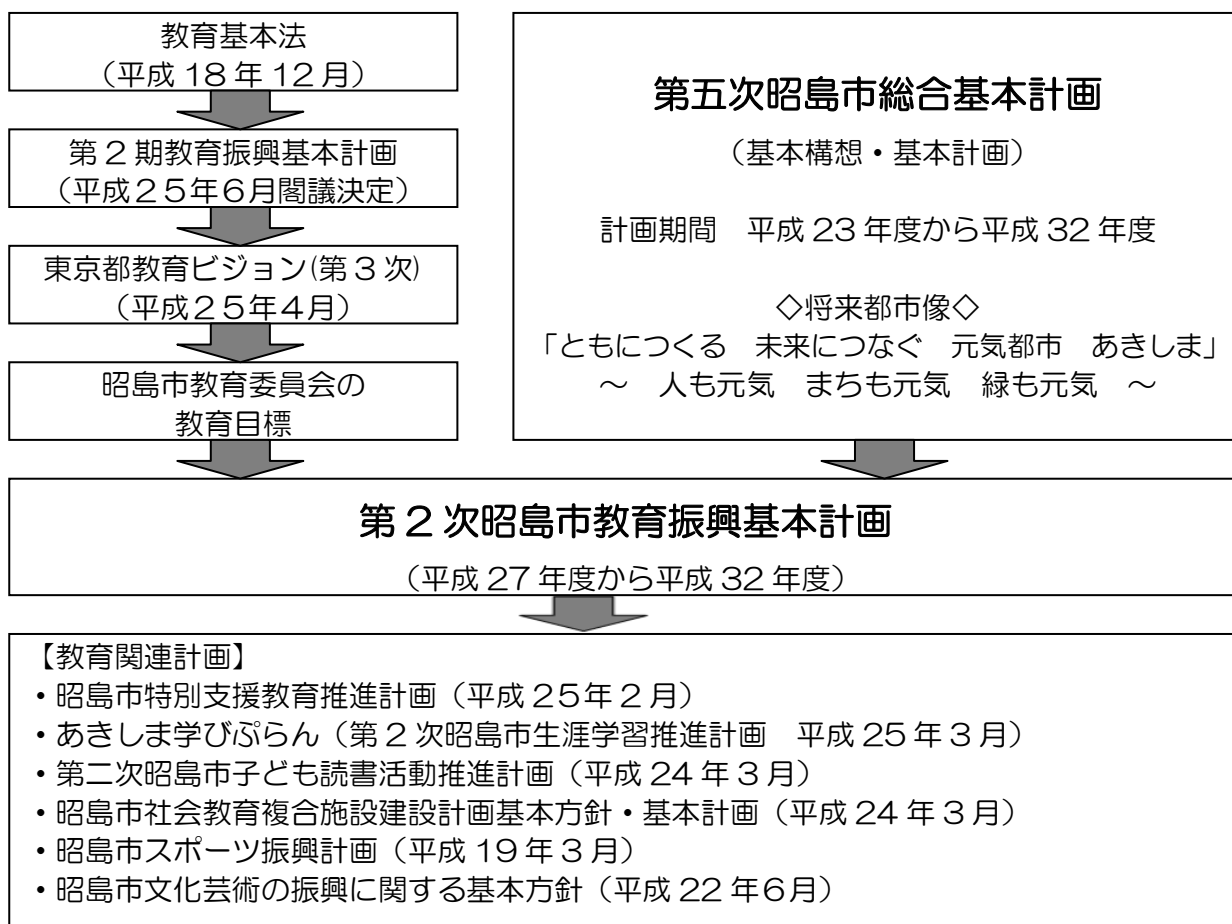
また、本計画は、平成 23 年 3 月に策定された「第五次 昭島市総合基本計画(基本構想・基本計画)」に示す将来都市像(まちづくりの目標)「ともしつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま～人も元気 まちも元気 緑も元気～」(平成 23 年度から平成 32 年度)を実現するための学校教育分野及び生涯学習分野における計画であり、教育委員会の教育目標を具現化する最上位計画に位置づけられます。

また、生涯学習においては、別途策定している「あきしま学びびらん(第 2 次昭島市生涯学習推進計画)」との関連を図りながら、その事業の実現に取り組みます。

教育委員会は、本計画を基本として、計画的に主要施策、主要事業の実現に取り組みます。

○計画期間 本計画は、平成 27 年度から平成 32 年度の 6 年間に計画期間とします。

○計画の位置づけ



3 昭島市教育委員会の教育目標

昭島市教育委員会は、市民憲章と人間尊重の精神を基調とした教育を推進する。

子どもたちが常に心身ともに健康で生きがいを持ち、創造性に富み、社会の一員としての自覚を有し、人間性豊かな市民として成長することを目指し、その実現に努める。

学校教育においては、学校、家庭、地域の密接な連携のもと、子どもたちが生涯を通して未来社会の変化に対応できるよう自主的精神を培い、国際的視野を持ち、健全で豊かな心をはぐくみ、個性を生かすための教育を推進する。

社会教育においては、地域の文化、教育、スポーツ活動を通して市民誰もが、あらゆる機会に、生きる喜び、学ぶ楽しさを得られ、生涯にわたって主体的に学び続けることができ、市民相互と地域のつながりを育てていく生涯学習社会の実現を目指す。

子どもから高齢者までが生涯にわたっていきいきと学習できる環境の充実を図り、もって豊かな文化の創造とふるさと昭島を愛する心を育て、且ついのちの大切さや環境との共生を考え、ひろく国際社会に貢献できる人材の育成を図る。（平成15年1月16日昭島市教育委員会決定）

【学校教育の目標及び基本方針】

1 目標

教育委員会は、市民憲章と人間尊重の精神を基調とし、広く国際社会において信頼と尊敬の得られる知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒を育成する。また、学校・家庭・地域の密接な連携のもと、ふるさと昭島の自然や文化を愛し、社会に主体的に貢献できる「たくましい昭島っ子」の育成を目指す。

2 基本方針

教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を養うための教育を実施するとともに、学習指導要領の理念である「生きる力」をはぐくむため、本市の教育振興基本計画に基づき教育を推進する4つの柱、「確かな学力の定着」「豊かな心の醸成」「健やかな体の育成」「輝く未来に向かって」を推進する。

「確かな学力の定着」においては、学習指導要領に基づく指導を着実に実施し、言語活動の充実、理数教育の充実、外国語教育の充実、小・中学校の連携推進、特別支援教育推進計画に基づく特別支援教育の推進、家庭学習への支援を行い、児童・生徒の確かな学力の定着を図る。

「豊かな心の醸成」においては、教育相談体制の充実、体験活動への支援、健全育成への支援を行い、児童・生徒の豊かな心を育てる。

「健やかな体の育成」においては、体力向上策の推進、部活動への支援、食育の充実、児童・生徒の健やかな体の育成を図る。

「輝く未来に向かって」においては、学校運営への支援、キャリア教育の推進を図り、将来、児童・生徒が自立できる基礎を培う指導の充実を図る。

学校は、本目標及び基本方針に基づいて、それぞれが立案する教育推進計画の実現に向けて教育活動を推進する。

【生涯学習推進の目標及び基本方針】

1 目標

近年の少子化、高齢化、情報化、国際化の進展など市民を取り巻く生活環境が、急激に変化するなか、人々のライフスタイルや価値観も多様化し、日常生活全般にわたる様々な課題が発生している。

このように急速に変化する社会情勢の中で、市民一人一人が生涯にわたり知識や技術を習得するなど、豊かな人間性をはぐくむための学習に対する関心が高まっている。

このため、市民それぞれの能力や必要性に応じ、「だれもが、いつでも、どこでも」気軽に学習し、互いにふれあい、家庭や地域の教育力を高める多様な学習活動をはじめ、スポーツ、文化芸術など市民の自主性を尊重した生涯学習を推進する必要がある。このような学びを推進するための目標を「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」と定める。

2 基本方針

教育委員会は、市民の生涯学習を推進するための機関として、学習のきっかけづくりから、学習活動の支援、様々な生活課題の解決に向けた自主的な学習、更に文化芸術の振興、スポーツ活動への援助など、市民それぞれのニーズに応じた学習に必要な環境整備を図る必要がある。

そのため、市民の自己実現を求める多様なニーズを的確に把握しながら、市長部局や教育機関をはじめ関係行政諸機関・民間活動諸団体との連携を図り、本市の生涯学習推進計画など教育関連計画に基づき総合的かつ体系的に実施する。

施策については（１）生涯学習（２）図書館活動（３）文化・芸術（４）スポーツ・レクリエーション（５）文化財の５つの施策について推進する。

「生涯学習」においては、誰もが、自分の意志で自由に学ぶことができる環境を整え、市民相互と地域のつながりときずなを育てる。

「図書館活動」においては、図書館が地域に開かれた知の拠点として市民の学びを支え、地域や住民の課題解決に必要な資料や情報の提供に努める。

「文化・芸術」において、地域に根ざした市民文化の育成を図り、市民が身近な場所で質の高い文化芸術に接し、また個性豊かな文化芸術活動を行うことができる環境を整える。

「スポーツ・レクリエーション」においては、市民一人一人が、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツ・レクリエーションに親しみ、交流を深め、楽しむことができる環境を整える。

「文化財」においては、地域の暮らしの中で守られた地域の歴史や文化を後世に伝え、地域の文化資産として活用を図るため、その調査と保護・保存を進める。

4 計画の進行管理

本計画は、市の総合基本計画や国・東京都における施策等において新たな展開や見直しがあった場合には、必要に応じて見直しを行います。

また、計画の進行管理にあたっては、施策の実施状況を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定する教育に関する事務の管理及び執行について、毎年度、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表します。

さらに、計画の最終年度である平成32年度には6年間の検証・評価を行い、次期の計画を作成する基礎とします。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第2章 各プランと具体的な施策の展開

- プラン1 確かな学力の定着
- プラン2 豊かな心の醸成
- プラン3 健やかな体の育成
- プラン4 輝く未来に向かって
- プラン5 生涯学習の推進

プラン1 確かな学力の定着

1 学習指導要領の確実な定着

子ども一人一人に学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容を確認に身に付けさせるために、子どもの学習意欲の向上や学習規律の確立を図ることは重要です。また、子どもの特性や習熟の程度に応じた学習集団を編成したり、指導体制や指導方向を工夫したりするなど、個に応じた教育を推進することは大切です。

そのためには、小学校4年生から中学校3年生で実施する学力調査の結果を分析し、その結果から「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的改善を図らなければなりません。

また、それらの目的を達成するために、教職員は常に研究と修養に努め、その指導力を高めることが求められています。

- (1) 教職員の指導力の向上
- (2) 授業改善の推進
- (3) 個に応じた指導の充実
- (4) 子どもの実態に合った教科用図書採択と副読本の作成
- (5) 教職員のサービスの充実

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
1-(1)	教職員の研修 の充実 【指導課】	主任・主幹教諭の研修、加えて副校長・校長の研修などについて、職層に応じた研修の実施やOJTの充実を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(1)	若手教員の育成 【指導課】	初任者から3年次までの教員の指導力を育成するための研修を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(1)	教育研究会 との連携 【指導課】	教育委員会は、教員が研究を行っている小学校教育研究会・中学校教育研究会と連携し、指導力の向上を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(1)	教育委員会研究 指定校制度の活用 【指導課】	様々な教育課題や施策推進に対する研究を推進する学校を指定し、全校で共有し、教育活動を推進します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(1)	教員における リーダー層の育成 【指導課】	校長・副校長への人材発掘をはじめ、有望な若手教員への研修への積極的なアプローチを行い、リーダー層を育成します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(2)	学力調査の実施 【指導課】	子どもの学力向上を図るために小学校4年生と中学校1年生で市独自の調査を実施します。また、国の調査を小学校6年生と中学校3年生で、都の調査を小学校5年生と中学校2年生で実施し、授業改善の指標とします。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(2)	授業改善推進 プランの作成・活用 【指導課】	各学力調査の結果を学校ごとに分析し、「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、子どもの学力の定着を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(2)	学力向上推進 委員会での研究 【指導課】	小・中学校の学力向上のための方策について検討し、推進する委員会を実施、子どもに確かな学力を身に付けさせます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

1-(2)	学習規律の徹底 【指導課】	授業内容の定着をより図るために、子どもたちに学習に取り組む規準を示し、徹底を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(3)	習熟度別指導等の実施 【指導課】	少人数習熟度別学習など、子どもの実態に合わせた指導を実施するとともに、各校の教員が集まり効果的な指導法を検討します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(3)	東京ベーシックドリルの活用 【指導課】	小学校 4 年生までに習得すべき基礎的・基本的な内容のドリルを活用し、一人一人の子どもに応じた指導を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(3)	土曜日・放課後補習の実施 【指導課】	学校と教育委員会が連携して、土曜日や放課後等に子どもの学習状況に応じて補習を行い、確かな学力の定着を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(4)	教科用図書の採択 【指導課】	昭島市の小・中学校で使用する教科用図書が子どもの実態に合ったものとなるよう選定資料を作成し、教育委員会で適正に採択します。	中学校採択	⇒	⇒	小学校採択	中学校採択	⇒
1-(4)	社会科副読本の編集・作成 【指導課】	昭島市のことについて学ぶ、「わたしたちの昭島市」を作成し、小学校3・4年生の社会科の学習で活用します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(5)	子どもと触れ合う時間の確保 【指導課】	教職員が子どもと触れ合う時間を確保するために、業務の効率化や削減を行います。また、ワークライフバランスを考えた職場環境の充実に努めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(5)	教職員のサービスの徹底 【指導課】	体罰の根絶など、教職員の服務事故防止に向けた研修を実施し、サービスの徹底を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 理数教育の充実

学術研究や科学技術の分野において、世界で活躍する人材を育成するためには、その土台である理数教育の充実を図る必要があります。科学に関する基礎的な素養を身に付けるとともに、仮説を立てて観察・実験を行い、その結果を評価して表現したり、帰納的な考え方や演繹的な考え方を活用したりするなど、思考力・判断力・表現力の育成に向けた指導内容の充実を図ります。

また、観察・実験において子どもの学習意欲を高めるよう教員研修を実施します。

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
2	理科実技実験研修の実施 【指導課】	小学校若手教員を対象に理科の実験に関する研修会を実施し、模擬授業を実践するとともに、実験の演習を通じて指導力の向上を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	理数フロンティア事業 【指導課】	東京都から指定された理数フロンティア校における実践を市内小・中学校に広めるとともに、様々な教材を提供します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 読書活動の推進と言語能力の育成

各校で「学校図書館活用計画」を作成し、学校図書館担当教員、司書教諭、学校司書及びボランティアなどが連携し、子どもの読書活動を一層推進します。

また、学校図書館と市民図書館の連携を強化するとともに、子どもに読書活動を通して考える力や豊かな感性、情緒などを身に付けさせ、人間力の基礎となる「言語力」の育成を図ります。

東京都から指定された、言語能力向上拠点校を中心とした取り組みを、学力向上推進委員会を通じて広めます。

- (1) 読書活動の推進
- (2) 司書の専門性の活用
- (3) 言語能力の育成

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
3-(1)	全校一斉朝読書の実践 【指導課】	市内全校で朝読書を実施し、言語能力の向上を図るとともに、豊かな感性や思いやりの心をはぐくみます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(1)	読み聞かせの実践 【指導課】	学級担任や上級生、ボランティア等による「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(1)	学校図書館の蔵書の充実 【庶務課】	子どもに親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料の充実に努めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(1)	学校図書館の利用促進 【指導課】	学校図書館の利用促進を図るための指導を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(2)	学校司書の派遣と図書ボランティアによる活動の推進 【指導課】	学校司書を派遣し、学校図書館の充実に図るとともに、図書ボランティアの育成を図り、学校における読書活動を推進し、子どもの豊かな感性や情緒を身に付けさせるとともに、言語能力を育成します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(2)	学校図書館管理システムの活用 【指導課】	学校図書館管理システムの活用を図り、子どもたちの読書傾向を分析し、図書購入の資料とするとともに、言語能力育成に生かします。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(3)	言語能力向上拠点校の取組 【指導課】	拠点校において、伝統的な言語文化の理解や社会生活に役立つ言語の技能及びコミュニケーション能力の育成についての研究に取組み、その成果を広めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(3)	子どもの主張意見文コンクールの開催 【指導課】	「青少年とともにあゆむ都市宣言」に基づき、自分の思いを発表する意見文コンクールを開催します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 個に応じた支援の充実

発達障害を含めた特別な支援を必要とする子どもをトータルな面から支援する体制を整え、子どもの一人一人の教育ニーズを把握し、もてる力を高め、生活や学習の困難を改善・克服するための特別支援教育を推進します。

また、不登校傾向にある子どもに適応指導教室における支援を行うことや、教育に関する悩みがある保護者が相談しやすいよう相談体制を充実します。

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 不登校への対応・適応指導の充実
- (3) 教育相談体制の充実
- (4) 就学援助等による支援

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
4-(1)	推進体制の整備 【指導課】	特別支援学級を始め、特別支援教室を開 設し、子どもが必要としている支援に応 じた教育を行います。	実施	⇒	⇒ 改善	⇒	⇒	⇒
4-(1)	教育内容の充実 【指導課】	通級指導学級における教育課程や個別の 教育支援計画の充実を図ります。また、 交流や共同学習を実践します。	実施	⇒	⇒ 改善	⇒	⇒	⇒
4-(1)	人材の育成 【指導課】	すべての教員が特別支援教育に携わるこ とから、研修を実施するとともに、教育 内容を充実します。	実施	⇒	⇒ 改善	⇒	⇒	⇒
4-(1)	特別支援教育関係 機関との連携 【指導課】	エリア・ネットワークを活用し、都立あ きる野学園などの関係機関との連携を図 るとともに「居住地交流」や「副籍交流」 を活性化し、特別支援教育を推進します。	実施	⇒	⇒ 改善	⇒	⇒	⇒
4-(1)	特別支援教育 の啓発活動の推進 【指導課】	特別支援教育について多くの方に理解し ていただくために、説明会や研修会を定 期的に実施します。	実施	⇒	⇒ 改善	⇒	⇒	⇒
4-(1)	情緒障害等通級 指導学級での 指導の充実 【指導課】	情緒障害等通級指導学級に指導員を配置 し、子どもへの指導を充実させるととも に、通級指導学級の担任が子どもの在籍 校を巡回指導します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(1)	特別支援学級 の開設 【指導課】	支援を必要とする子どもに対して、個に 応じた指導が充実できるよう、特別支援 学級を開設します。	検討	小中 各1校 (通級)	中 1校 (固定)	検討	⇒	⇒
4-(2)	適応指導教室の指 導体制と指導内容 の充実 【指導課】	適応指導教室における指導体制と指導内 容を充実し、不登校傾向にある子どもが 学校復帰できるよう支援します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(2)	学校と家庭の 連携推進事業 【指導課】	不登校・いじめなどの生活指導の課題に 対応するため、支援員を配置し、地域や 学校の実態にあった取組を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4-(3)	窓口を一本化した 相談体制の充実 【指導課】	特別支援教育を含め、学校教育に関しての相談について、窓口を一本化し、充実した相談活動を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(3)	適切な就学 【指導課】	子どもが適切な教育を受けることができるよう就学相談を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(3)	スクールカウンセラーの配置 【指導課】	子どものみならず保護者の相談に応じるために、全校にスクールカウンセラーを配置します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(3)	スクールソーシャルワーカーの派遣 【指導課】	教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの様々な行動や保護者のもつ課題について関係諸機関との連携を図り、解消します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(3)	教育相談研修・ 教育相談担当者会 の実施 【指導課】	教員が教育相談の能力を身に付け、子どもとの関わり方を学ぶための研修を実施します。また、教育相談の担当者が集まり各校の取組について情報交換を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(3)	教育相談室の充実 【指導課】	教育相談員のキャリアアップを図るとともに、相談体制をより整備し、教育相談の充実を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(3)	望ましい学級集団 を形成するための 調査の実施 【指導課】	学級集団への満足度についての調査を実施し、よりよい学校生活が送れるように支援します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(4)	就学援助の実施 【指導課】	経済的な事情で教育費の支出が困難な家庭を対象として、就学に必要な費用を援助します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(4)	特別支援教育 就学奨励の実施 【指導課】	子どもが特別支援学級に在籍する家庭を対象として、その就学の特殊性から経済的な負担を軽減するため、就学に必要な費用を援助します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(4)	日本語指導の実施 【指導課】	外国籍の児童・生徒や帰国子女に対して、日本語指導が必要な場合、日本語指導員を派遣します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

プラン2 豊かな心の醸成

1 人権教育の推進

子ども一人一人が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解する必要があります。自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動で示せることが大切であり、さらには、人権が尊重される社会づくりにつながるようにしていかなければなりません。

この目標を達成するために、学校の教育活動全体を通して人権教育に取り組みます。

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
1	人権教育の推進 【指導課】	あらゆる偏見や差別をなくすために、全教育活動を通じて人権教育を推進します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1	人権教育推進委員会の開催 【指導課】	様々な人権課題を解決していくために毎年テーマを定め、委員会で検討し、各学校で実践します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1	人権教育全体計画の作成と人権諸課題に関する指導の充実 【指導課】	小・中学校全校で「人権教育全体計画」及び「人権教育年間指導計画」を作成するとともに、人権教育推進委員会で情報を共有しながら、人権課題に関する計画的な指導を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 道徳教育の充実

子どもたちが、自他の生命を尊重し、法やルールの意義やそれらを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できるよう、学校・家庭・地域、学校の連携のもと、道徳教育の改善、充実を図ります。

各学校における道徳の時間を道徳教育の要の時間と位置づけ、各教科との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的実践力を育成します。

また、毎年度「道徳授業地区公開講座」を実施し、家庭や地域と連携して子どもたちの豊かな心を育成するとともに、道徳教育の一層の充実を図ります。

- (1) 道徳授業の充実
- (2) 道徳教育の推進

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
2-(1)	道徳授業の充実 【指導課】	小・中学校における年間指導計画の検討を行い、道徳の時間を中心に全教育活動を通じて指導の充実を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(1)	道徳授業地区公開講座の充実 【指導課】	道徳授業を保護者及び地域に公開し、家庭、学校、地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育成します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2-(2)	各教科等における 道徳教育の推進 【指導課】	道徳教育推進教師を中心に、各学校において指導の重点項目を設定し、学習指導要領に基づき、各教科等における道徳教育を推進します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(2)	道徳教育推進 委員会の開催 【指導課】	道徳教育を推進するため、道徳教育推進委員会を開催し、授業研究や教材の開発を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(2)	あいさつ運動 の実施 【指導課】	学校・保護者・地域が連携してあいさつ運動を実施することにより、子どもたちを地域で育てる意識を醸成します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 体験活動の充実

子どもたちが、地域の自然や歴史、文化などに直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動等に参加するとともに、小・中学校で、発達段階に応じた「移動教室」等を通し、子どもたちの体験活動の充実を図ります。そして、自主的に体験しようとする力を育成します。

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
3	小学校での 移動教室の実施 【指導課】	集団での宿泊体験を通して、よりよい人間関係をきずくとともに、思いやりの心や助け合いの心、あきらめない気持ちを育成するため、市内全小学校5・6年生による移動教室を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	中学校移動教室 ・修学旅行の実施 【指導課】	自然との関わりを深めるとともに、最後まで努力する態度を育成するため、市内全中学校で農業体験、スキー教室などの移動教室や修学旅行を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	小・中学校での 生産体験の実施 【指導課】	小・中学校において、学校農園や近隣の農園等を活用して、生産活動を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	移動教室検討委員会による宿泊行事 の充実 【指導課】	5年生宿泊行事検討委員会をはじめとして、移動教室における体験活動の内容を検討・実践することにより、教育効果を高めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 いじめ問題への対応

昭島市の全ての子どもが安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期解消に取り組みます。

いじめはどんなことがあっても社会の中では許されないことですが、どの子どもにも起こる可能性があるという意識をもって、関係機関と連携し、組織的かつ継続的な取組を行います。

学校でも教育活動全体を通じて、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自他の存在を尊重し合える態度、自己肯定感等、心の通う人間関係を構築する能力を育成します。

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
4	いじめ問題防止 会議等の開催 【指導課】	いじめは絶対許されないという意識啓発活動を推進し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等に関係機関と連携して取り組みます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4	いじめ防止等に関する教育委員会の 具体的な取組の 実施 【指導課】	いじめ問題の状況に関する調査、いじめ相談体制の確立、サポートチームや関係諸機関との連携、教職員の資質・能力の向上、インターネット等によるいじめ対策の推進、啓発活動の推進など、具体的な取組を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4	学校いじめ防止 基本方針の推進 【指導課】	各学校の実態に応じていじめを防止する方針を定め、いじめを受けている子どもに対しての支援を的確に行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4	いじめに関する 学校における 取組の実施 【指導課】	いじめ防止のポスターの掲示やふれあいボックスを設置するなど、いじめの防止や早期発見等のため、子どもがいつでも思いを伝えることができるような取組を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

プラン3 健やかな体の育成

1 体力向上の推進

子ども一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、「第五次昭島市総合基本計画」（平成23年5月策定）を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した体力向上策を推進します。また、各学校では、東京都の「総合的な子どもの基礎体力向上方策（第2次推進計画）」に基づき、子どもの体力の実態を把握するとともに、一校一取組を推進し、計画的に体力の向上を図ります。

- (1) 体育・保健体育の授業の充実
- (2) オリンピック教育の推進
- (3) 一校一取組の充実
- (4) 部活動の充実

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
1-(1)	体育・保健体育の授業の充実 【指導課】	小・中学校における体育や保健体育の授業改善を図り、子どもたちの体力向上に資するため、体力向上推進委員会を設置し、実践研究を推進します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(1)	体力・運動能力・運動習慣等調査の実施・活用 【指導課】	各種調査を実施し、その調査結果を分析し、本市の子どもたちの実態に応じた指導や体育・保健体育の授業改善に活用します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(1)	武道実技研修の実施 【指導課】	中学校における武道の指導を安全に行うとともに、確実な指導技術を身に付けるため、教員の実技研修を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(1)	校庭芝生化の推進 【庶務課】	校庭の芝生化を推進し、地球環境への配慮を行うとともに、子どもたちの運動能力の向上を図ります。	小2校 中1校	小1校	検討	⇒	⇒	⇒
1-(2)	オリンピック教育推進校での研究と啓発 【指導課】	運動・スポーツへの興味・関心を高める体育授業等の内容・方法の改善や日常的な運動・スポーツの実践による健康増進に向けた取組の充実を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(3)	一校一取組の充実 【指導課】	体力の向上及び健康の保持増進を図るため、運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(4)	中学校における運動系部活動参加の推進 【指導課】	中学校において、スポーツを通して、生徒一人一人が特性を生かして部活動に参加できるようにし、最後まであきらめずに継続することや仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるようにします。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(4)	運動系部活動指導補助員の充実 【指導課】	中学校に運動系部活動の技能の向上を図るため指導補助員を派遣し、より専門的な指導を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(4)	部活動対外試合への支援 【庶務課】	部活動の各種大会の参加費や全国大会及び関東大会への交通費を支援します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 学校給食・食育の充実

子どもの健全な発育のため、地元農家の協力を得て、地場野菜を積極的に活用し、安全・安心な学校給食の提供を行います。

また、「第五次昭島市総合基本計画」（平成23年5月策定）を踏まえ、学校、家庭及び地域等と連携し、食育を推進します。

そして、各学校では、「食に関する全体計画」に基づき、食育リーダーを中心とした指導体制を一層充実するとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成を促進します。

- (1) 学校給食の充実
- (2) 食に関する指導の充実

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
2-(1)	学校給食運営 基本計画の策定 及び実施 【学校給食課】	学校給食に関する中期的な計画を策定し、学校給食の充実を図ります。	策定	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(1)	学校給食施設・設備 の維持管理 【学校給食課】	学校給食を安定的に提供するため、学校給食の調理用施設・設備の維持管理を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(1)	学校給食を通じた 食育の推進 【学校給食課】	子どもに身近な教材である学校給食を通して、食料の生産・流通や地域の食文化及び適正な食生活の理解を深めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(1)	地産地消の推進 【学校給食課】	地産地消を進め、自然に親しみ、自然のめぐみと生産者への感謝の心を育成するため、学校給食に地場食材を積極的に取り入れます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(2)	お弁当の日の実施 【学校給食課】	学齢に応じたお弁当作りへの協力を通じて、家庭内での役割や食事の大切さについて考える機会となるよう、お弁当の日を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(2)	食に関する指導 の推進 【指導課】 【学校給食課】	食育の推進を図るため、各学校で食育リーダーを選任し、食に関する全体計画を作成し、家庭へ情報発信をします。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(2)	栄養教諭の活用 【学校給食課】 【指導課】	共同調理場に栄養教諭を配置し、学校を巡回しながら、食に関する指導の充実を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 学校保健安全の推進

子どもたちが安全な学校で安心して学校生活を送ることができるよう、安全教育を推進するとともに心と体の健康を保つための体制を整えます。

- (1) アレルギー疾患対応の充実
- (2) 心と体の健康管理の充実
- (3) 安全教育・防災教育の充実
- (4) 通学路における安全対策の推進
- (5) 中学生救命救急講習授業の実施

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
3-(1)	アレルギー疾患対応マニュアルに基づいた対応の充実 【学校給食課】 【指導課】	学校がアレルギー疾患を理解し、個々の子どもの症状等を的確に把握します。また、個別の配慮や緊急時の対応へ備えます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(2)	定期健康診断の実施 【指導課】	子どもの健康状態を定期的に把握するために、定期健康診断を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(2)	就学時健康診断の実施 【指導課】	小学校入学前の子どもに対して、安心して学校生活を始めることができるよう、就学時健康診断を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(2)	薬物乱用防止教室の実施 【指導課】	小学校低学年では「薬の正しい使い方」から学び、中学校では、薬物（シンナー・覚せい剤・危険ドラッグ等）の作用を科学的に学び、薬物の害について理解を深め、自己の生き方を考え、行動選択ができるようにします。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(3)	学校地震防災計画の実施 【指導課】	各学校で策定した計画を確実に実施し、子どもの安全確保に努めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(3)	学校保健安全計画の実施 【指導課】	安全指導や保健指導、避難訓練、不審者対応訓練など、各学校が策定した計画を確実に実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(3)	セーフティ教室の実施 【指導課】	子どもが自分で自分の身を守ることができるよう、様々な危険について対応できる能力を育成するためにセーフティ教室を開催します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(4)	スクール・ガードリーダーや見守り活動の実施 【指導課】	学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、スクール・ガードリーダーや地域・保護者による見守り活動の充実を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(4)	防犯ブザーの貸与 【指導課】	防犯ブザーを小学校1年生に貸与します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(4)	防犯カメラの設置 【指導課】	学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完するため、計画的に防犯カメラを設置します。	5校 設置	全校 設置 完了	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(5)	中学生救命救急講習の全員実施 【指導課】	昭島消防署と連携し、中学校2年生全員を対象に救命救急講習を行い、非常時への備えを学ばせます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

プラン4 輝く未来に向かって

1 幼・保・小・中が連携した教育の充実

幼稚園・保育園と小学校の間において、小学校入学段階において円滑なスタートができるよう連携会議を開催したり、学級支援員の配置等を行ったりします。

また、小学校から中学校への進学時に学習や生活面においてギャップを感じる事が無いように、小・中連携推進委員会において情報交換を行い、年間3回の小中連携の日を設定するなどの取組を推進します。

また、特別な支援を必要とする子どもに適切な支援を行うため、個別の教育支援計画を小学校と中学校間で情報共有します。

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
1	幼・保・小連携推進 委員会の開催 【指導課】	幼稚園・保育園・小学校の代表者が集まり、円滑な小学校生活がスタートできるよう情報を共有します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1	小・中連携推進 の強化 【指導課】	中学校の学区ごとに年間3回小・中連携の日として具体的な取組を行うとともに、小中一貫教育校の設置について検討を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1	学級支援員の配置 【指導課】	新1年生が学校生活を始める4月に、きめ細かな指導を行うために学級支援員を配置します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1	個別の教育支援 計画の活用 【指導課】	特別な支援を必要とする子どもに対して、個別の教育支援計画を立て活用するとともに、進学時に引継を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 日本の伝統文化教育の充実

子どもの発達の段階を踏まえ、各教科等を通じて日本の文化や伝統、東京都や昭島市の歴史と風土についての学習を充実することで、我が国と郷土を愛し、伝統や文化を継承・発展させようとする子どもを育成します。また、他国を尊重し、国際社会で活躍する子どもの育成に努めます。

また、小学校において音楽鑑賞教室・連合音楽会を実施するとともに、連合の展覧会を開催し、豊かな情操を育成します。

(1) 伝統文化教育の推進

(2) 文化行事の開催

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
2-(1)	各教科等における 日本の伝統文化 教育の推進 【指導課】	学習指導要領等の趣旨を踏まえ、各教科等において、日本の伝統文化教育を推進し、我が国の歴史や文化を継承・発展させようとする子どもを育成します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(1)	体験活動を通した 日本の伝統文化 教育の推進 【指導課】	生活科や総合的な学習の時間における昔あそび等の体験活動を充実します。また、日本の伝統や文化、昭島市の歴史や風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統文化を継承・発展させようとする態度をはぐくみます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2-(1)	地域との連携による伝統文化教育の推進 【指導課】	外部講師として地域人材の活用を図り、東京都や昭島市の歴史や文化を学ぶことで、郷土を愛する心や継承しようとする態度を育成します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(2)	連合音楽行事の開催 【指導課】	小学校5年生で音楽鑑賞教室、小学校6年生で連合音楽会を行い、音楽に親しむ機会を設けます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(2)	小学校展覧会の実施 【指導課】	小学校全校で取り組んでいる図画工作の作品から代表作品を集め、展覧会を実施し、鑑賞する機会を設けます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(2)	中学校合唱コンクールの実施 【指導課】	中学校において合唱コンクールを実施することにより、協力する大切さや豊かな情操を育成します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 家庭・地域の教育力の向上

子どもたちの教育は、学校だけでなく、家庭や地域と連携し、充実させる必要があります。学校での学習指導に加えて、家庭における基礎的な生活習慣や学習習慣を身に付けていくことも大切です。

そのために、家庭学習についての重要性を各学校が家庭に伝え、連携して取り組みます。

番号	施策・事業名	概要	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
3	家庭学習の定着 【指導課】	学習ドリルや家庭学習のしおり等を活用し、家庭での学習習慣の定着を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	家庭における生活習慣の充実 【指導課】	「早寝・早起き・朝ごはん」などの家庭における生活習慣の啓発を行い、保護者の協力のもと、充実を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	e-ライブラリー事業の展開 【庶務課】 【指導課】	インターネットの接続環境がある中で、学校以外でも予習・復習ができるコンテンツにアクセスできるe-ライブラリー事業を展開します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 学校運営の改善

多くの行事、各種公開講座、学校公開週間等の機会を設け、「開かれた学校」づくりを推進し、学校運営の状況について、保護者・地域の方々の理解を図ります。

現在増加している若手教員に研修や経験を積ませることにより、リーダーとしての資質を身に付けるとともに指導力を高めます。

また、各学校の自己評価（教員による評価）、学校関係者評価（子ども・保護者、学校評議員による評価）、第三者評価（専門家による評価）を関連させ、学校の取組に対して評価と支援をいただき、学校運営を活性化します。

- (1) 教育推進計画の着実な実施
- (2) 「開かれた学校」の推進
- (3) 人材育成の推進
- (4) 学校評価（自己評価・学校関係者評価・第三者評価）の充実

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
4-(1)	教育推進計画の 着実な実施 【指導課】	各学校が作成する教育推進計画（HDS プラン）を着実に実施し、学校運営の充 実を図ります。	実施	⇒	⇒ 改善	⇒	⇒	⇒ 改善
4-(2)	情報発信への取組 の推進 【指導課】	学校の取組をホームページや学校だより 等を通じて、保護者や地域に向けて発信 します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(2)	学校公開の推進 【指導課】	現在行っている学校公開（行事・公開講 座・公開週間）について積極的に行うと ともに、主な行事の公開の日について市 のホームページで公表します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(2)	スクール インターンシップ 事業の実施 【指導課】	近隣の大学と連携・協力し、小中学校で 実習活動する大学生を受け入れ、教育活 動を活性化します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(3)	職層に応じた研修 の実施 【指導課】	職層に応じた研修を教育委員会が行うと ともに、教育課題についての研修会を設 定し、教員の指導力を高めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(4)	学校評価の充実 【指導課】	自己評価・学校関係者評価・第三者評価 を行い、多くの視点から学校運営を検証 し、課題として明らかになった部分を改 善します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

5 教育環境の整備

子どもたちが安全で快適に学校生活を送り、効果的な学習活動ができるように施設や設備、教材の維持・整備を計画的に行います。

また、地域の活動拠点としての学校施設の充実を図ります。

- (1) 学校施設の大規模改修工事の計画的実施
- (2) 学校施設の維持と活用
- (3) 学校 ICT・教育機器・教材の整備

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
5-(1)	学校施設の大規模 改修工事の計画的 実施 【庶務課】	トイレや空調設備、外壁、プールなどの 大規模改修工事を計画的に実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5-(2)	学校施設・設備 の維持及び整備 【庶務課】	子どもたちが安全・安心で快適に学校生 活が送れるよう、各種施設の維持管理を 行うとともに、設備を利用しやすいよう 整備します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5-(2)	校内防犯体制 の整備 【庶務課】	不審者等の侵入に備えて、子どもたちを 守る体制を整えるとともに、設備の充実 を図ります。	防犯カメ ラ等更新 中6校	防犯カメ ラ等更新 小7校	防犯カメ ラ等更新 小6校	実施	⇒	⇒
5-(3)	学校 ICT の整備 【庶務課】	情報教育の推進に不可欠な教育用・教職 員用コンピュータ及び周辺機器の計画的 な整備を行います。	実施	教職員 PC 更新	中学校 PC 教 室更新	⇒	⇒	⇒

5-(3)	教育機器・教材等の整備 【庶務課】	学習指導要領に対応した授業を円滑に実施するため、教育機器・教材等の整備を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5-(3)	情報教育研修の実施 【指導課】	導入した ICT 機器や教育機器・教材等を有効活用するため、情報教育研修を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

6 情報教育の推進

子どもたちが高度情報化社会に柔軟な対応ができるようにするため、情報機器の導入や視聴覚ソフトの活用による効果的な学習指導を行うとともに、インターネットなどを活用した学校間交流などを推進します。

また、情報リテラシー教育の徹底により、正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネットなどの普及による多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育の充実を図ります。

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
6	小・中学校コンピュータ等の活用の推進 【指導課】	子どもが ICT の活用方法に慣れ親しみ、習熟することなどを通じて、急速に進展する情報化社会に対応した能力を身に付けます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
6	タブレット端末の活用 【庶務課】 【指導課】	タブレット端末の教育効果を検証し、計画的な配備を行い、子どもたちの活用能力を育成します。	検証	⇒	実施	⇒	⇒	⇒
6	情報活用能力の育成 【指導課】	コンピュータや学習情報センターとしての図書館を利用した学習を通して、子どもの情報活用能力を育成します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
6	情報モラル教育の推進 【指導課】	情報活用には光と影の部分があり、SNS やスマートフォンの活用には、それらを踏まえた情報モラルが必要であることを指導します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

7 環境教育の推進

自然に親しみ、自然を大切にすることを育成するとともに、地球環境の保全について考え、行動できる教育を推進します。

また、学校・家庭・地域の連携・支援体制を確立し、環境教育のより一層の充実を図ります。

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
7	太陽光発電設備の設置 【庶務課】	太陽光発電設備を小・中学校へ計画的に設置し、環境教育への一助とします。	小1校	中1校	小1校	実施	⇒	⇒
7	豊かな自然環境を生かした教育の推進 【指導課】	総合的な学習の時間を活用して、農業体験や昭島に残されている自然やその保全など、地域の教育資源を生かした教育活動を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

7	環境月間における環境教育の推進 【指導課】	環境月間（6月）に関連して、各教科等で環境教育を推進します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
7	みんなで実行ISOの実施 【指導課】	電気・ガス・水道について使用量等の調査活動を通して、環境への配慮や節約意識を醸成します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

8 国際理解教育の推進

グローバル化が進展するなかで、子どもたちが広い視野をもち、異文化を理解し、世界の人々と協調しながら生きていく態度を身に付けることを目指し、国際理解教育を推進します。

また、国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる基礎的な力を育てるために、小・中学校において外国語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。

(1) 外国語教育・外国語活動の推進

(2) 国際理解に関する事業の実施

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
8-(1)	外国語教育や外国語活動の充実 【指導課】	外国語の授業や外国語活動を通じて、小学校段階から系統的に指導を行い、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度と能力の基礎を培います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
8-(1)	A L T（外国語指導助手）派遣事業の充実 【指導課】	国際理解教育を一層推進するために、各小・中学校にA L Tを派遣し、中学校外国語教育及び小学校外国語活動の充実を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
8-(1)	小学校外国語カリキュラムの開発 【指導課】	学習指導要領の改定内容を踏まえ、文部科学省が発行する外国語活動副教材に合ったカリキュラムを開発します。	情報 収集	⇒	⇒	試行	実施	⇒
8-(2)	平和教育の充実 【指導課】	他者と共存できる感性を育み、命と人権に関する身近な問題から平和な社会的関係のあり方を考えたり、世界の人々と緊密につながっていることを理解したりして、共に友好的に生きることのできる基礎を養います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
8-(2)	中学生英語スピーチコンテストの実施 【指導課】	英語による中学生の主張の機会を設け、話すことを中心として積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
8-(2)	英語チャレンジ体験事業・英語キャンプ事業の実施 【庶務課】 【指導課】	国内施設に宿泊し、外国人学生がリーダーとなり、英語研修や英語を使ったゲームなどを行い、外国人とのコミュニケーションを図る楽しさを実感させます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
8-(2)	中学生海外交流事業の実施 【庶務課】 【指導課】	オーストラリア（パース）にある学校との相互交流を通して、直にその国の文化や歴史、言語に触れることで、国際的視野を広げさせます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

9 キャリア教育の推進

子どもの望ましい勤労観・職業観を育て、将来の進路につなげるキャリア教育が重視されています。職場訪問や職場体験などの体験活動は、子どもの勤労観・職業観を育成する上で大きな期待が寄せられ、小学校段階から意図的・計画的に実践する必要があります。自立した社会人・職業人として生きていくために求められる資質、能力の育成を目指して、キャリア教育を推進します。

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
9	キャリア教育全体計画の作成と年間指導計画の作成 【指導課】	各学校において「キャリア教育全体計画」に基づいた年間指導計画を作成し、子どもが将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観を育成します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
9	中学生職場体験の充実 【指導課】	全中学校において2年生による職場体験を実施し、働くことの意義や勤労観・職業観を育成するとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
9	職場体験受入事業所の確保・拡大 【指導課・各課】	生徒に幅広い選択肢の中から自分の将来の夢に近い事業所や興味のある事業所で働くことを体験させ、好ましい勤労観を育成します。そのために中学生職場体験の受入事業所の確保に努めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
9	キャリア教育推進委員会の活用 【指導課】	小中学校のキャリア教育推進担当教員が集まり、講師を招いた研修会や情報交換を行うとともに、研究授業を通じて教員の指導力の向上を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

プラン5 生涯学習の推進

1 生涯学習

平成25年3月に策定した「あきしま学びぶん（第2次昭島市生涯学習推進計画）」に基づき、「だれもが、いつでも、どこでも」学ぶことができる生涯学習の社会の実現に向けて、学習の機会と場の充実を計画的に推進します。

また、市民の学習ニーズの把握につとめ、学習講座の充実を図ります。

- (1) 生涯学習推進体制の整備
- (2) 生涯学習の推進
- (3) 公民館活動の充実

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
1-(1)	社会教育関係団体 指導者育成 【社会教育課】	社会教育関係団体の育成、発展を図るため団体の登録、補助事業や指導者育成の研修会などを実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(1)	生涯学習推進のための校区協議会 機能の充実 【社会教育課】	「小学校区を中心にした生涯学習」を推進するために、PTA や自治会などと連携し、実施団体の設置や活動を支援します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(1)	(仮称)教育福祉 総合センター 整備事業 【社会教育複合 施設建設担当】	「つなぐ・広がる・見つける・はぐくむ」 知の拠点となる(仮称)教育福祉総合センターの設置に向けて取り組みます。	設計	⇒	工事	⇒	開設	⇒
1-(1)	市立会館管 理運営事業 【社会教育課】	11館設置されている市立会館が市民の皆様の活動拠点として、また、地域の情報交換の場としての充実を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(2)	生涯学習援助協力者の登録制度の充実と活用の促進 【社会教育課】	生涯学習援助協力者制度の充実を図り、登録者への支援の場の提供など支援者の充実を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(2)	土曜地域ふれあい 事業 【社会教育課】	子どもたちの居場所づくりと地域の方々の技能や技術を生かした生涯学習の場の充実を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(2)	生涯学習情報センターの設置 【社会教育課】	生涯学習情報雑誌「あきしま学びガイド」による生涯学習の機会の情報提供を図り、生涯学習センターとしての機能強化のため市立会館の充実を図ります。	拡充	⇒	実施	⇒	⇒	⇒
1-(2)	成人式の実施 【社会教育課】	昭島市の将来を担う市民の成人式を、新成人による実行委員会を組織し、実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(3)	公民館事業の充実 【公民館】	仲間づくりの場、集団活動の場、学びの場、文化創造の場として明日を築く市民が育つ場としての事業を展開します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

1-(3)	公民館利用団体 懇談事業の実施 【公民館】	公民館がより一層効果的に活用されるよう、公民館運営に関する意見交換会を公民館利用登録団体と行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(3)	市民講座の実施 【公民館】	地域課題や生活課題に即したテーマでの各種講座を開設し、市民の皆さんの自主的な学習の場を提供します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(3)	市民大学の実施 【公民館】	市民としての自治能力を培い、学びの成果を地域で活かせるように、学術的な学びの場を提供する昭島市民大学を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(3)	シニア講座の実施 【公民館】	高齢者が抱える様々な課題を学び、交流し、学びの成果を自身の生活に活かせるような講座を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1-(3)	障害のある青年 の交流講座の実施 【公民館】	障害のある青年たちが、健常な青年たちと共に活動し、交流を深め、共生できる社会の実現のために、多様な機会の提供と支援に努めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 図書館活動

市民図書館は、市民生活に欠かすことのできない教育文化施設です。子どもの読書活動推進のための様々な事業、青少年の読書活動、図書館利用の推進及びあらゆる人に対応した読書環境への整備を進めます。

また、(仮称)教育福祉総合センターの中に中央図書館の建設が計画されており、図書館機能の充実を図ります。

- (1) 図書館サービスの充実
- (2) 図書館資料の充実
- (3) 子どもの読書活動の支援
- (4) サービス網の整備

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
2-(1)	中央図書館の整備 【市民図書館】	中央図書館建設に向けて図書館機能の充実を図ります。	検討	⇒	⇒	⇒	実施	⇒
2-(1)	障害者用録音図書 のデジタル化 【市民図書館】	障害者用録音図書の安定供給や利便性の向上を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(1)	図書館ボランティア の活用や市民 図書館協議会 との連携 【市民図書館】	図書館ボランティア講習会を実施し、活躍の場を広げるとともに、市民図書館協議会との共催事業を企画するなど、市民が参画した図書館づくりに努めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2-(2)	蔵書の充実 【市民図書館】	市民の身近な課題解決を支援したり、ブックスタートに適したりする図書を中心に蔵書を充実させていきます。また、利用者のリクエストや社会ニーズを考慮した資料の整備に努めます。 さらに、児童・青少年を対象とした各種事業を行うとともに、児童図書の充実に	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

		努め、児童・青少年の図書館利用の促進を図ります。							
2-(3)	第二次子ども読書活動推進計画の推進 【市民図書館】	平成24年3月に策定した計画を学校等とともに連携をしながら実施します。	実施	⇒					
2-(3)	第三次子ども読書活動推進計画の策定及び実施 【市民図書館】	第二次子ども読書活動推進計画の取り組み状況や国の計画などを参考に第三次子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書への関心を深める事業を推進します。	検討	策定	実施	⇒	⇒	⇒	
2-(3)	学校図書館との連携 【市民図書館】	小学校教育研究会との連携や職員の学校派遣を行い、連携を深めます。また、中学校の読書活動推進委員会と協働し、中学生の読書活動を推進します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
2-(3)	中・高校生の読書フォーラム 【市民図書館】	中・高校生の読書フォーラムを実施し、読書に関する興味・関心を深めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
2-(4)	移動図書館の実施 【市民図書館】	図書館から遠い地域や身体的理由で図書館を利用できない方々のために、移動図書館「もくせい号」による利用サービスの向上を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
2-(4)	近隣他市の図書館との連携 【市民図書館】	近隣他市の図書館との相互利用について模索し、市民の利便性を高めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

3 文化・芸術

昭島市文化芸術の振興に関する基本方針に基づき、市民の文化活動の振興を図るため、身近な場所での多様な芸術鑑賞の機会の提供、また、日常的な文化活動や発表の機会の提供を行い、市民の文化活動や教養を高め、感動や喜び、精神的な安らぎをもたらす心豊かにする文化芸術活動を推進します。

- (1) 市民文化の育成
- (2) 自主的な活動の支援
- (3) 文化芸術に関する意識の高揚
- (4) 文化芸術に接する機会の拡充
- (5) 文化芸術を担う人材の育成

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
3-(1)	市民文化祭の実施 【公民館】	昭島市の文化の祭典として、多くの市民が日頃の文化活動の成果を発表する場として、また市民相互の交流を図る機会として市民文化祭を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(2)	文化・芸術活動団体への支援 【公民館】	自主的な文化芸術活動を行っている団体への活動場所の提供や発表機会の拡充に努めるとともに、文化芸術に関する情報を提供します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒


3-(3)	文化芸術に関する 講座・講演会の実施 【公民館】	日々の生活に潤いをもたらす文化芸術 作品に触れ、豊かな感性を養えるよう関 心と理解を高める講座・講演会等を実施 します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(4)	市民会館自主文化 事業の充実 【市民会館】	昭島市民会館文化事業協会が中心とな って質の高い多様な芸術・文化事業を実 施し、市民文化活動の振興と地域文化の 向上を目指します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(4)	公民館ふれあい コンサートの充実 【公民館】	市民のみなさんに身近な場所で芸術鑑 賞の機会を提供します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3-(5)	伝統芸能の後継者 の育成 【社会教育課】	市民の共有の財産であり、将来の文化芸 術の発展の基礎となる伝統芸能を保 存・継承するための支援をします。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 スポーツ・レクリエーション

健康志向の高まりにより、生涯にわたりスポーツに親しみ、個々のライフステージに応じたスポ
ーツの楽しみ方が求められ、スポーツ・レクリエーションの種目も多様化しています。

こうした中で、市民が健やかでより豊かな生活を実現するため、「いつでも どこでも いつま
でも」スポーツ・レクリエーションを親しむ地域スポーツ社会と市民の多様なニーズに取り組みま
す。

- (1) スポーツ振興計画の推進
- (2) スポーツライフの形成
- (3) スポーツ・レクリエーションの基盤整備

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
4-(1)	スポーツ振興計画 の推進 【スポーツ振興課】	平成19年3月に策定した計画の最終年 度にあたるため、基本施策の実現に向け て着実に実施します。	実施					
4-(1)	スポーツ推進計画 の策定及び実施 【スポーツ振興課】	平成23年度に改正された「スポーツ基 本法」に基づき、国の定めた「スポーツ 基本計画」を参酌し、「昭島市スポーツ推 進計画」を策定し、実施します。	策定	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(2)	チャレンジデー の実施 【スポーツ振興課】	市民のスポーツへの参加のきっかけづく りと健康づくりを図るため「チャレンジ デー」を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(2)	各種スポーツ・レク リエーション教室 の充実 【スポーツ振興課】	多様なニーズに応じたスポーツ・レク リエーション教室を開催し、スポーツをす るきっかけづくりとともに、健康づくり を支援します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(2)	市民体育大会 の実施 【スポーツ振興課】	競技スポーツとしての日頃の練習成果を 発揮する場及びスポーツを通して、地域 の交流を深め、活性化を図る機会を提供 します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4-(2)	スポーツによる市民交流大会の実施【スポーツ振興課】	スポーツを通して、市民の健康づくりを図り、地域の交流と親睦を深める大会を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(2)	気軽にスポーツを親しむ事業の実施【スポーツ振興課】	子どもから高齢者までが様々なスポーツを体験し、身近で気軽にスポーツに親しむことができる場を提供します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(2)	高齢者のためのスポーツ大会の実施【スポーツ振興課】	高齢者が生涯スポーツに親しみ、健康維持・増進を図るためのスポーツ大会を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(2)	新春駅伝競走大会の実施【スポーツ振興課】	「走る」ことによるスポーツの振興と健康づくり及び市民の交流を深める機会を提供します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(2)	スポーツ力向上事業の充実【スポーツ振興課】	競技力向上を目的として、トップアスリートなどを招き、専門的な指導を実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(2)	スポーツ推進委員によるスポーツの推進【スポーツ振興課】	各小学校区域にスポーツ推進委員を配置し、市民の健康づくりのためにスポーツの推進を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(2)	大会への選手・役員の派遣【スポーツ振興課】	スポーツを通して、近隣市等との交流を深めるとともに、競技力向上のために各種大会に選手・役員を派遣します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(3)	指導者向け講習会の実施【スポーツ振興課】	スポーツ団体の指導員向けの各種講習会を実施することにより、さらなる競技力の向上を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(3)	運動施設の整備【スポーツ振興課】	市内各運動施設の適切な維持管理を図るとともに、利用者が安心して利用できる施設整備を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(3)	学校施設の活用【スポーツ振興課】	学校教育の場である学校施設の運動施設を、夜間及び休日に、地域のスポーツ活動の場としての活用を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4-(3)	スポーツ団体への支援【スポーツ振興課】	各種スポーツ団体への支援に努めるとともに、組織化の推進及び活動の活性化を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

5 文化財

文化財は、地域の伝統的な文化が結実したもので、昭島の歴史や文化の理解に必要不可欠なものです。また、将来の地域づくりの核となるものとして、確実に次世代に継承していくことが大切です。

そこで、これらの文化遺産を後世に伝え、地域の文化遺産としての活用を図るため、その調査と保護・保存と活用を図ります。

- (1) 文化財の保護・保存
- (2) 文化財の活用

番号	施策・事業名	概要	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
5-(1)	郷土資料室の展示 【社会教育課】	市内の遺跡から発掘された土器・石器類や古文書、農具等の民具を体系的に展示し、昭島の歴史や文化の理解を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5-(1)	民具の調査・整理 【社会教育課】	現在では使用されなくなった民具は、先人の生活実態を知る手掛かりとして貴重な文化財です。その収集と保存に努めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5-(1)	埋蔵文化財の発掘調査 【社会教育課】	土木工事等により、貴重な文化遺産である埋蔵文化財の散逸を防ぐため、文化財保護法に基づく、諸手続きを確実に実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5-(1)	指定文化財の保護 【社会教育課】	国や都の指定文化財を保護・保存の支援を行うとともに、市指定文化財の保護・保存と活用を図るため助成事業などを継続します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5-(2)	文化財ボランティアガイドの活用 【社会教育課】	文化財ボランティアガイドによる文化財めぐりの企画や郷土資料室の団体見学の解説など、活動の場の提供に努めます。	育成 活用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5-(2)	文化財めぐりの実施 【社会教育課】	郷土昭島の歴史を自らの目で確かめ、身近な文化遺産を通して郷土を知り、文化財保護に対する啓発を図るために実施します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5-(2)	市史・文化財資料 図書の発刊・頒布 【社会教育課】	昭島市の歴史や文化財に関する資料を作成し、広く市民に周知します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5-(2)	郷土資料室企画 事業の充実 【社会教育課】	郷土資料室の企画による「まが玉教室」の実施の他、郷土の歴史や文化に親しむ機会の場の提供を図ります。また、アキシマクジラの化石の活用を検討します。	拡充 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

第3章 各施策における政策指標

- 1 学校教育
- 2 生涯学習

第3章 各施策における政策指標

1 学校教育

指標名		現状値	目標値(平成32年)
家庭学習の習慣が身に付いていると回答した児童・生徒の割合	小学校	75.6%	80.0%
	中学校	51.6%	50.0%

指標名		現状値	目標値(平成32年)
相談できる先生がいる回答した児童・生徒の割合	小学校	65.6%	65.0%
	中学校	48.8%	45.0%

指標名		現状値	目標値(平成32年)	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点(80点満点)	小学校	男子	54.5点	58点
		女子	54.7点	59点
	中学校	男子	40.0点	45点
		女子	46.5点	52点

2 生涯学習

指標名	現状値	目標値(平成 32 年)
市民講座の参加者数	173 人	270 人
公民館年間延べ利用者数	62,752 人	140,000 人

※平成 25 年度に公民館は半年間、工事により休館した。

指標名	現状値	目標値(平成 32 年)
市民一人あたりの貸出冊数	6.3 冊	8.0 冊

指標名	現状値	目標値(平成 32 年)
この 1 年間に、音楽・観劇・武術などを外出して鑑賞したことがある市民の割合	49.5%	55.0%
市民文化祭の参加者数	14,480 人	19,000 人

指標名	現状値	目標値(平成 32 年)
週 1 回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	38.1%	60.0%

指標名	現状値	目標値(平成 32 年)
郷土資料室の入場者数	936 人	3,000 人

※現状値は、平成 25 年度の数値

※目標値（平成 32 年）は第五次昭島市総合基本計画の政策指標数値

資料

- 1 パブリックコメント等
- 2 用語解説

1 パブリックコメント等

本計画は、学校及び市民から広く意見を聴取するため、平成26年11月17日(月)から平成26年12月16日(火)までの間、各小・中学校長等から意見聴取を行うとともに、ホームページ等で第2次昭島市教育振興基本計画(案)を公開し、市民からのパブリックコメントを実施しました。

※本計画は、下記のいただいた意見を検討し、下線部分で回答しています。また【本文修正】では、本文の修正をしています。

No	頁	該当項目	意見等の概要														
1	全		<p>各プランで明示されている表の項目に関する意見として表内に「→」を入れるだけなら記載する意味がない。</p> <p>例えば</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策事業名</th> <th>概要</th> <th>実施年度期間</th> <th>実施内容回数</th> <th>参加人数</th> <th>実施評価</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教職員の研修</td> <td>(記入略)</td> <td>平成27年度から</td> <td>主任研修年4回</td> <td>延 120人</td> <td>研究発表校内研修</td> <td>指導部 〇〇担当</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のように、何をどのようにするのか具体的に示してほしい。</p> <p><u>ここに記載した施策・事業名は基本的な計画であり、具体的な内容については、毎年事業内容の見直しが必要なため、6年間にわたる詳細な事業内容を記述することは難しいと考えています。ただし、毎年、実施した内容については「昭島市教育委員会の事務事業に関する点検及び評価報告書」に記載していきます。</u></p>	施策事業名	概要	実施年度期間	実施内容回数	参加人数	実施評価	担当	教職員の研修	(記入略)	平成27年度から	主任研修年4回	延 120人	研究発表校内研修	指導部 〇〇担当
施策事業名	概要	実施年度期間	実施内容回数	参加人数	実施評価	担当											
教職員の研修	(記入略)	平成27年度から	主任研修年4回	延 120人	研究発表校内研修	指導部 〇〇担当											
2	12	1-(1)	この表現だと研究成果は指定校のみのように受け止められるので、効果的な成果なら他の学校にも波及するようにしてほしい。【本文修正】														
3	12	1-(2)	子どもに確かな学力を身に付けますではなく、身に付けさせますの言い方の方が自然な表現ではないか。【本文修正】														
4	13	1-(2)	本文には「規準」とある。「規律の徹底」という表現では強制的イメージが強い。 <u>狭義の意味での「規準」を示すとともに、広義の意味での「学習規律」を学校が徹底していくという意味で、強制的意図はありません。</u>														
5	13	1-(3)	「補習」を行う主体は学校なのか？教育委員会なのか？ 土曜日補習と放課後補習をひとくくりにしているので分かりにくい。 【本文修正】														
6	13	1-(5)	「ワークライフバランス」の考えを採り入れることは賛成であるが、業務の効率化や削減でゆとりが生まれるのかは疑問である。生涯学習と連携し地域人材の活用も検討してほしい。また、教職員には職場内で助け合える人間関係を作ってほしい。 <u>あらゆる手段を検討し、子どもと触れ合う時間の確保をしていきます。</u>														
7	14	3-(2)	「子ども達の読書傾向を分析し」という行動は思想調査につながりかねないので削除してほしい。 <u>よりよい図書を購入することに限定して、読書傾向の分析をしていきます。</u>														

8	14	3-(3)	<p>「子どもの主張意見文コンクール」は、大変大切な事業と思われるので是非継続し発展させてほしい。</p> <p>子ども達に書かせるだけでなく、対応可能な提案等は実践することを明記して市民教育につなげてはどうか。</p> <p><u>今後も、事業を継続していきます。また、既に対応可能な提案は、庁内で連携し、実施しています。</u></p>
9	15	4	<p>「居住地交流」「副籍交流」について施策・事業は入れなくてよいか？</p> <p>【本文修正】</p>
10	17	2	<p>道徳の教科化に向けた施策・事業を入れなくてよいか？</p> <p><u>道徳の特別な教科化については、中央教育審議会の今後の動向を注視していきます。</u></p>
11	18	2-(2)	<p>教材の開発についてともすると従来の性別役割分業の固定化につながりかねない教材もあったので、「あらゆる差別をなくす人権教育の視点」を意識した教材の選定をしてほしい。</p> <p><u>人権教育についてはP17「人権教育の推進」で記載しています。</u></p>
12	18	3	<p>「思いやりの心」だけでなく「たすけあいの心」も加えてほしい。【本文修正】</p>
13	19	4	<p>「いじめに関する学校における取組の実施」は、「いじめ防止基本方針」の推進に沿って行われることであり、項目を分ける必要はないのではないかと。</p> <p><u>「昭島市いじめ防止対策推進基本方針（平成26年2月13日）」に基づき、各学校で策定した「いじめ防止基本方針」に基づく取組のため項目を分けました。</u></p>
14	19	4	<p>「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」にある「教育委員会における具体的な取組」から施策の項目を起こした方がよいのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査の実施 ○サポートチーム、関係諸機関との連携 ○教職員の資質・能力の向上 ○インターネット等によるいじめ問題への対策 ○啓発活動 <p>【本文修正】</p>
15	20	1-(4)	<p>部活動には「運動系」と「文化系」があるので「運動系」と明記してほしい。</p> <p>【本文修正】</p>
16	24	3	<p>インターネットの接続環境がある家庭とない家庭で格差が生じるのではないかと。</p> <p>「地域の教育力の向上」という言葉を使うのであれば、地域でのインターネット環境を整備すべきだと思ふ。</p> <p><u>ご意見を参考に、検討していきます。</u></p>
17	26	7	<p>近年は急激な都市化が進む中で、生物多様性が失われ、その危機が課題として取り上げられています。これらの社会現象と合わせて生物多様性の環境教育を積極的に推進していただきたいと思ふ。</p> <p>昭島の「豊かな自然環境」とは何でしょうか。農業体験も1つの学習方法だとは思いますが、地域に残されている自然、例えば、多摩川流域の水辺、段丘地、崖線沿いの緑地等は貴重な生物が多く生息・生育していますので、動植物との関わりも多くなり豊富な体験ができるようになると思ふ。【本文修正】</p>

18	26	7	<p>多摩川流域の水辺、段丘地、崖線沿いの樹林地・緑等から生物の多様性や生態系を学ぼう。自然観察の観点・方法、調査、記録等の活動を元にして、生物の生息・生育状況について話し合ったり、絵や図などで表現したり、展示などを行う。また、昭島の自然環境の保全について話し合い、今後の活動などを考え合う。【本文修正】</p>
19	27	8-(2)	<p>英語チャレンジ体験事業では「国際社会で活躍する子ども」と言い、中学生海外交流事業では「グローバル的な視野に立って活躍する人材」と言っている。意味がどのように違うのかよくわからないので説明が必要だと思う。【本文修正】</p>
20	31	2-(3)	<p>市民図書館や分館から離れた地域の住民のために、学校図書館も市民が利用できるようにしてほしい。</p> <p><u>開放する施設的な条件が整っている学校では、学校図書館を開放しています。</u></p>
21	33	5	<p>文化財に関して(3)昭島市の自然史・博物の展示、活用を、項目として付け加えていただきたいと思います。</p> <p><u>項目については、第五次昭島市総合基本計画を基本としており、今後、計画の見直しに伴い、検討していきます。</u></p>
22	34	5-(1)	<p>郷土資料室の展示【社会教育課】</p> <p>概要に昭島市の自然に関する展示コーナー(自然史博物)を設けていただきたいと思います。</p> <p><u>本市の歴史、文化の体系的な展示を進める中で、動植物の取り扱いについて新たに建設する郷土資料室のなかで検討していきます。</u></p>
23	34	5-(2)	<p>市史・文化財資料図書の発刊・頒布【社会教育課】</p> <p>出版している「あきしまの植物」に関して、再調査、DNA分析に基づく生物分類などを含め、改訂して発刊・頒布をお願いしたいと思います。</p> <p><u>本市の販売図書に関しては、現在近代史報告書を進めており、今後の書籍の刊行については、市民要望、在庫状況などを含め検討していきます。</u></p>
24	34	5-(2)	<p>郷土資料室企画事業の充実【社会教育課】</p> <p>アキシマクジラの全容の展示をお願いします。ミニミニレプリカ(超ミニチュア)の組み立て式模型の販売なども考えてみてほしいのではと思います。</p> <p><u>計画中の(仮称)教育福祉総合センターでの展示を検討しています。</u></p>
25	36		<p>各施策における施策指標の表示内容について、「1学校教育」においては数値の調査方法・時期を明示してほしい。また、「1学校教育」と「2生涯教育」の両方では、平成27年度及び平成32年度の目標値の設定理由と根拠を示してほしい。</p> <p>施策指標の単元数が少なすぎるので、第2章の表に示した単元ごとに数値目標を設定してほしい。例えば「1学校教育」のP13「2理数教育の充実」では、理数教育予算を明示する。P14「4個に応じた支援の充実」では、いじめの実態調査としてその数値目標を設定してほしい。「2生涯教育」では、校区協議会の設置目標や社会教育の指導者数の目標数などを示してほしい。</p> <p><u>政策指標は、平成23年度からの第五次昭島市総合基本計画に基づくものであり、目標数値については、毎年度の「昭島市教育委員会の事務事業に関する点検及び評価報告書にて記載することを検討しています。また、一部の事業については実施時期を記載しております。</u></p>

26	43	<p>「他人」とはいかがなものか。正しくは「他者」ではないか。 <u>文部科学省から示されている文書の表記に準じています。</u></p>
27		<p>大変よく出来た文章できれいすぎる感じがしないでもないが、実践のほどよろしく お願いしたい。</p>
28		<p>「コミュニティースクール」は市として視野に入れていないか？ <u>「コミュニティースクール」を視野に入れながら、学校評議員制度の充実を図っ ていきます。</u></p>

2 用語解説

あ	昭島市文化芸術の振興に関する基本方針	昭島市文化芸術振興基本条例に基づき、市の文化芸術の振興を図るための基本的な考え方や、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための方向性を示し、文化芸術振興のよりどころとする基本的な方針
	あきしま学びぴらん (第2次昭島市生涯学習推進計画)	平成15年に策定された「昭島市生涯学習推進計画」を見直し、平成25年3月に「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」を基本として、生涯学習を推進するために策定された計画
	昭島市子ども読書活動推進計画	「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)に基づき、子どもの読書活動の改善を図り、読書活動を推進するため、平成19年3月に平成23年度までの5年間の計画として策定し、一定の成果をあげてきた。この計画が平成23年度末をもって満了となったため、引き続き本市の子ども読書活動推進のために、「第二次昭島市子ども読書活動推進計画」を策定した。
	昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画	中央図書館、郷土資料室、教育センター、男女共同参画センターの機能を備えた社会教育複合施設建設計画の基本方針・基本計画の策定をするため、学識者、関係団体の代表者、公募の市民委員による委員会を設置して、平成24年3月に本計画を策定した。
	昭島市スポーツ振興計画	運動・スポーツの推進は、社会保障費用の軽減ばかりではなく、地域の活性化への効果が期待される。また、スポーツを通じた地域・世代間交流の促進は、青少年の健全育成に資する地域教育力の再生を初めとする21世紀の豊かで活力ある地域社会基盤を形成することに寄与すると考え、すべての市民が「より健やかに より豊かに」なる地域スポーツ社会を形成することを目的として、平成19年3月に策定した。
い	生きる力	中央教育審議会答申(平成8年7月)で示された概念であり、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを指している。
	一校一取組	平成22年度に東京都教育委員会により示された「総合的な子どもの基礎体力向上策」における取組の一環 体力テストの結果を踏まえて、学校ごとに工夫した体力向上の取り組みをおこなうこと

え	栄養教諭	食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う教員。食に関する指導として、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童・生徒に対する個別指導、学級活動、教科、学校行事等の時間に、学級担任等と連携して、集団的な食に関する指導、学校給食の管理などを職務としている。
	ALT	Assistant of Language Teacherの略で、小学校の外国語活動や中学校の英語の授業などで、担当教員を補助する。
お	OJT	On the Job Trainingの略で、日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組み。ここでは、学校内における人材育成の取組を指している。 東京都教育委員会は、「OJTガイドライン 平成20年10月」を示し、学校におけるOJTの実践を求めている。
	お弁当の日	食育の一環として、子どもと家庭が一体となって「食」の大切さやありがたさを考える機会となるよう、平成21年度から市立小中学校全21校で年3回実施
か	学習指導要領	学校教育法及び同法施行規則の規定に基づいて、文部科学大臣が告示という形で定めている。学校において一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であり、各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならない。新学習指導要領は、平成20年3月に告示され、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から実施されている。
	外国語活動	小学校の新学習指導要領から導入された活動。外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。小学校5・6年生で年間35時間実施する。
	学校評価システム	学校が、計画・実践・評価・改善の4つのステップからなるマネジメントサイクル（PDCAサイクル）の考え方に従って、学校評価を系統的に実施するとともに、評価結果について学校関係者の理解を得ることにより、自校の教育の一層の充実を継続的に図っていくための一連の措置と取組
	学校評議員	学校教育法施行規則に基づいて設置している。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置する「学校運営協議会」のように、校長の作成する学校経営の基本方針の承認や教職員の任用について教育委員会に意見を述べるなどの一定の権限や責任はないものの、校長の求めに応じて、学校運営に関して意見を述べる事が可能であり、保護者、地域住民等の意見を反

		映させ、学校運営に参加し、開かれた学校づくりを推進する制度として機能している。
き	キッズISO	NPO法人である国際芸術技術協力機構が、日本及び世界各国に対して展開している子ども向けの環境教育プログラム。家庭生活における電気、ガス、水道の消費量やごみの量をチェックし、それぞれの量を減らすための作戦を立て、実行、評価するなどの取組
	キャリア教育	児童・生徒一人一人に望ましい勤労観、職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育
	キャリアプラン	教員一人一人の研修受講計画。将来果たすべき役割やそのために必要な経験（異動、校務分掌）・研修、目指すべき昇任選考など、個々の教員のキャリア形成の中期的な展望を内容とした個人の計画書
	教育委員会の点検・評価	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会の責任体制の明確化を図るため、学識経験者の知見を活用して、事務事業の点検評価を行い、結果について議会へ報告するとともに市民に公表をすることとなった。
	教育振興基本計画	教育振興基本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画
け	言語活動	<p>各教科等で行うレポート作成や論述などの活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国語科では、話すこと・聞くこと・書くこと・読むことのそれぞれに記録・要約、説明、論述する活動 ・社会科では、持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめる活動 ・数学科では、数学的な表現を用いて、根拠を明らかにし筋道立てて説明し伝え合う活動 ・理科では、問題を見出し観察、実験を計画する学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈する活動。科学的な概念を使用して考えたり説明したりする活動 <p>言語は、論理や思考の知的活動だけでなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、学校では児童・生徒の発達の段階に応じて、記録、要約、説明、論述といった言語活動を行う能力を培う必要があり、新学習指導要領では重視している。</p> <p>文部科学省が平成19年度から全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数・数学の学力調査と意識調査で実施している。</p>

こ	心の教育	子どもたち一人一人が、人間として調和のとれた成長を遂げることができるようにするために、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心等の人間性の育成を目指して行われる教育
	子ども読書活動推進計画	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、読書活動の推進に関する施策を示したもので、本市では平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とした「第二次昭島市子ども読書活動推進計画」を平成24年3月に策定し、子どもの読書環境の充実に努めている。
	個別指導計画	児童・生徒の障害に応じたきめ細やかな指導を行うため、一人一人の障害の実態や発達段階に基づき、指導目標や内容、方法の手だてを教育活動全般にわたって、保護者とともに作成するもの
	個別の教育支援計画	障害のある児童・生徒一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適時、適切な支援を行うことができるよう長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として保護者とともに作成するもの
さ	サポートチーム	個々の児童・生徒の状況に応じ、問題行動等の具体的な解決に向けて、学校、教育委員会、権限を有する関係機関、その他関係団体等が連携して対応するチーム。問題行動等の予防や解決に向けて随時機動的に組織し対応する。
し	食育	食育基本法では、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」の推進が求められている。 これを受けて新学習指導要領の総則では、学校における食育の推進が述べられている。
	児童・生徒の学力向上を図るための調査(東京都)	東京都教育委員会により小学校5年生と中学校2年生で実施する調査で、国語、算数・数学、社会、理科、英語(中学校)、意識調査がある。
	授業改善推進プラン	国や東京都の学力・学習状況調査の結果を基に、各学校は「授業改善推進プラン」を作成し、自校の課題と課題解決の方策を示し、保護者・地域に公開している。 授業改善推進プランには、おおむね次のような内容が記載されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上を図るための全体計画 ・調査結果の教科別・観点別の分析 ・全教科についての指導方法の課題分析と改善策 ・全教科についての補足的・発展的な学習指導の計画

	小中一貫教育・小中連携教育	小学校と中学校の義務教育9年間に連続性をもたせて行う教育であり、発達段階に応じた教育活動の連続性や教職員間の連携、地域間の連携を目的としている。昭島市では中学校ブロックごとに小中連携教育を推進している。
	少人数・習熟度別指導	各教科の授業において、2つの学級を3つのグループに分けて少人数で指導したり、習熟度別にグループを分けたりして一人一人の児童・生徒の実態に応じて指導したりすること
	情報モラル	情報社会で適正な活動をおこなうための基になる考え方と態度のこと。ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権等に対する対応や、コンピュータなどの情報通信機器の使用による健康とのかかわりを含めている。
	自尊感情	自己の存在や在り様を尊重する、大切に思う感情のこと。自己に対する対する評価感情で、自分自身を基本的に価値あるものとする感覚
	司書教諭	学校図書館法に規定されている職で、学校図書館の専門的職務にあたり、一定規模以上の学級数の学校には置かなければならないことになっている。司書教諭は、教諭等をもって充てる。
	生涯学習校区協議会	「小学校区ごとの特色ある生涯学習」を展開するための組織である。特色ある生涯学習計画が、住民の手によってつくられ推進されることにより、生涯学習が地域に生かされることになる。
	生涯学習情報センター	市行政部局の生涯学習に関する事業をまとめ、相互に関連づけ、生涯学習情報としてまとめる。(学びガイド)さらに、生涯学習校区協議会などでの、生涯学習情報を取りまとめて住民に発信する。これ等の事業を推進するため、社会教育課を窓口とする。
す	スクールカウンセラー	学校で児童・生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士などの専門家。スクールカウンセラーは、児童・生徒へのカウンセリングをはじめ、教員や保護者への指導・助言、カウンセリング等に関する情報収集・提供などを職務として活動することとなっている。
	スクールソーシャルワーカー (SSW)	いじめ、不登校、暴力行為等の生活指導の課題に学校と関係諸機関が連携して対応するコーディネーターとして、福祉や教育の分野において専門的な知識・経験を有する者
せ	セーフティ教室	小・中学校において児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者等の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育の推進に資することを目的に各校で年1回、実施している。

	全国学力・学習状況調査	<p>国により、小学校 6 年生と中学校 3 年生で実施する調査で、国語、算数・数学、意識調査がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。 ・各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
た	体験活動プログラム	<p>児童・生徒は、他者、社会、自然・環境の中で体験活動を通して自分と向き合い、他者に共感することで社会の一員であることを実感する。</p> <p>他者、社会、自然・環境との直接的なかかわりがもてる集団宿泊活動、奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術活動など、学校の特色を生かした様々な体験活動をはじめとするプログラム</p>
	第三者評価	<p>当該学校に直接かかわりをもたない専門家等が、自己評価及び関係者評価の結果等を資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的立場から評価する。</p> <p>学校の組織的・継続的な改善、学校運営に関する理解と参画の推進、教育の質の保証などの成果が期待できる。</p>
ち	知識基盤社会	<p>平成 17 年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉で、21 世紀は、いわゆる「知識基盤社会 (knowledge-based society)」の時代であると述べている。</p> <p>「知識基盤社会」とは、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」とであると定義している。また、答申では「知識基盤社会」の特長として次のようなことを挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識には国境がなく、グローバル化が一層進む。 ・知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。 ・知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる。 ・性別や年齢を問わず参画することが促進される。 など
	チームティーチング	<p>複数の教員が協力して行う授業方式の一つ。略称 T T。1950 年代の後半、アメリカ合衆国の小・中学校において、教育内容の高度化と教育方法の多様化に伴い、リーダーの教員を中心として、何人かの教員たちが協力組織をつくり、それぞれの能力を生かし、必要に応じ学級を解体して協力しあい、授業にあた</p>

		<p>るという方式が盛んに試みられるようになった。このような教員の協力組織による授業方式がチームティーチングである。本市のいくつかの学校では、2人の教員によるチームティーチングを実施している。</p>
つ	通級指導学級	<p>学校教育法施行規則の規定により、言語障害、自閉症、情緒障害、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害のある児童・生徒を対象に、当該障害に応じた特別の教育課程を編成し、指導を行うもの</p> <p>通級による指導は、小・中学校の通常の学級（在籍校）に在籍している児童・生徒に対して、各教科等の指導や学校行事等への参加は通常の学級（在籍校）で行いつつ、障害に応じた特別の指導を特別の場（通級指導学級）で行うという特別支援教育の一つの形態</p> <p>通級による特別の指導の内容は、「自立活動」及び「教科指導の補充」であり、指導時数は年間35～280単位時間（週1～8単位時間程度）までを標準としている。</p> <p>本市では、言語障害、難聴を対象として富士見丘小学校に、情緒障害等を対象に東小学校、つつじが丘北小学校、拝島第三小学校、瑞雲中学校にそれぞれ通級指導学級が設置されている。</p>
て	適応指導教室	<p>昭島市適応指導教室設置規則に基づき、不登校及びその傾向にある児童・生徒並びにその保護者に対し、適切な指導及び援助を行い、不登校等児童・生徒の在籍する学校への復帰を図ることを目的に設置している。小学生を対象に玉川会館内に「たまがわ適応指導教室」、中学生を対象に昭和町分室内に「もくせい適応指導教室」がある。</p> <p>指導の内容については、基本的な生活習慣に係る指導に関すること、学習指導に関すること、集団生活への適応指導に関することを行っている。</p>
と	道徳授業地区公開講座	<p>東京都教育委員会と昭島市教育委員会が共催で、家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、道徳の授業を公開している。その趣旨は、道徳の授業の質を高め、道徳の時間の活性化を図る、意見交換を通して、家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進する、道徳の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進するものである。</p>
	特別支援教育	<p>障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な指導を行う教育のこと</p>

	特別支援教育コーディネーター	各学校の教員をもって充て、校内の関係者や関係機関との連絡調整、保護者の相談窓口、校内委員会や副籍の推進役、各学級担任への支援などの役割を担う。
に	認定子ども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設である。
は	発達障害	発達障害者支援法に規定されている。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの
ひ	PDCAサイクル	計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）の4つのステップからなる年間マネジメントサイクル。学校の経営理念・目標・計画を教育活動の中で実践し、どの程度達成できたのかを評価・結果を公表し、改善策を次の計画に反映させるという考え方
ふ	フィルタリング	インターネット等を通じて出入りする情報を監視し、コンテンツ（内容）に問題があれば接続を拒否・遮断する技術である。ここでは、主に児童・生徒への保護を目的として、パソコンや携帯電話を利用した有害情報の提供を阻止することを指している。
	副籍	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（学校行事や学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと
	武道必修化	中学校の新学習指導要領では、保健体育の授業において、中学1年生及び2年生については、武道（剣道、柔道、相撲など）をすべての生徒に履修させることが示されている。
	部活動	中学校においてスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する、生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育課程外の教育活動
	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあること。病気や経済的な理由によるものを除く。
	ブックスタート	乳児検診の受診者に、赤ちゃん向け絵本と保護者向けの絵本リストなどをセットにして、図書館職員等が説明を添えて贈呈するもの
	み	みんなで実行ISO

		動を実践する昭島市教育委員会と市内小・中学校の取組
り	臨床心理士	文部科学省認可の財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格、およびその有資格者のこと。臨床心理士は、臨床心理学を学問的基盤に、相談依頼者（クライアント）が抱える種々の心の問題の、援助・解決・研究に貢献する心理職専門家である。
	臨床発達心理士	臨床発達心理士は、臨床発達心理士認定運営機構を認定団体とし、発達心理学を学問的基盤とした心理援助を行う心理職資格である。 臨床発達心理士認定運営機構所定の要件履行・申請承認などを経て資格審査を受験し、これに合格することで認定に係り、臨床発達心理士と称することを得る。資格審査の受験資格には大学院課程修了を一部要件に含むなど、心理士資格の中でも専門性の高い資格として知られる。